

宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合の開催について

令和5年2月1日
文部科学省
研究開発局

1. 目的

文部科学省における宇宙開発利用には、ロケットによる人工衛星等の打上げや、国際宇宙ステーション（以下「ISS」という。）を利用する活動等が含まれており、これらについては、人命・財産に関する重大な事故に至ることがないよう、十分に安全を確保して推進する必要がある。また、ロケットや人工衛星の不具合等については、トラブルの大半は地上から現物を確認できない場合が多く、その原因究明と対策の検討に当たっては高い専門性が求められる。

このため、ロケットや人工衛星等の重大な事故・不具合等が発生した場合の原因、技術課題及びその対応策等に関して調査検討する場が必要であり、科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会（以下「部会」という。）の付託を受け、同部会 調査・安全小委員会（以下「小委」という。）がこれを担ってきている。

今般、令和5年2月14日に第11期部会及び第11期小委の設置期間が終了し、第12期小委が設置されるまでの間においても、文部科学省として、小委に準ずる外部有識者による調査検討の場が必要となることから、「宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合」（以下「有識者会合」という。）を開催する。

2. 調査検討事項

重大な事故・不具合等の原因、技術課題及びその対応策の調査

- (a) 我が国の基幹ロケット等（宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が開発を行ったもの）の打上げにおける重大な事故（第三者損害の発生、ロケットの指令破壊等）
- (b) 文部科学省及び JAXA の衛星、探査機等の運用において、所期の目的・目標達成を見込むことが困難となる重大な不具合

(c) ISS の運用 (ISS との往来を含む) における重大な事故 (宇宙飛行士の死亡又は死亡に至るおそれのある重大事故、ISS の機能喪失・恒久閉鎖に至る重大事故等)

3. 有識者会合の進め方

- ✓ 重大な事故・不具合等が発生した場合は、JAXA（必要に応じ、関連事業者も含む）が実施する原因調査の報告を受けるものとする。
- ✓ 原因調査の報告に基づき、今後のロケットや人工衛星等の開発に反映すべき技術課題を検討するものとする。

なお、ロケット打上げ等における重大な事故の調査に際しては、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称；宇宙活動法）第31条に基づき内閣府が行う調査を考慮し、ロケット打上げ事業者等へ過度な負担を強いないように配慮するとともに、内閣府宇宙政策委員会 宇宙活動法基準・安全小委員会が開催された際には、十分な情報共有を図る。

4. 開催期間

令和5年2月15日から、第12期小委が設置されるまでとする。

5. 事務局

研究開発局宇宙開発利用課が担う。

6. その他

必要に応じて、第11期小委における調査検討内容を引き継ぐとともに、有識者会合での検討内容は、第12期小委に適切に引き継ぐ。

(別添)

宇宙開発利用に係る調査・安全有識者会合

委員名簿

(五十音順)

柿沼 志津子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 放射線影響研究部研究員
笠原 次郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
門脇 直人	国立研究開発法人情報通信研究機構 理事
◎ 木村 真一	東京理科大学 理工学部電気電子情報工学科 教授
熊崎 美枝子	横浜国立大学 環境情報研究院 准教授
神武 直彦	慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授
辻村 厚	東海旅客鉄道株式会社 常務執行役員 新幹線鉄道事業本部長
中西 美和	慶應義塾大学 理工学部管理工学科 教授

◎：主査